

- 加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は併算定不可。

■初期加算

- 新規利用者に対して、**利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について**算定。
- **30 日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。**

■退院時共同指導加算

- 病院、診療所または介護老人保健施設に入院(所)中の者が退院(所)するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、退院時共同指導を行った後、退院(所)後に初回の訪問看護を行った場合に、退院(所)につき1回(特別な管理を必要とする利用者(前述参照)に複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、算定。
- 退院時共同指導を行った後、退院(所)後に初回訪問看護を実施日に算定。なお、加算を算定月の前月に退院時共同指導を行っている場合も算定可。看護小規模多機能型居宅介護が算定する場合、1回ずつの算定も可。
- 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の各サービスにおける退院時共同指導加算(厚生労働大臣が定める状態の者の場合は除く)並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合併算定不可。

■総合マネジメント体制強化加算

(算定要件)

- 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されている。
- 個別サービス計画の見直しの際に、利用者またはその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録している。
- 地域の病院退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、日常的に事業所が提供できる具体的な内容に関する情報提供を行う。